

清掃委託契約書(案)

沖縄県中央食肉衛生検査所 所長 大城 哲也(以下「甲」という。)と●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)との間に沖縄県中央食肉衛生検査所 庁舎内外の清掃に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は庁舎内外の清掃業務を乙に委託実施させることにし、乙は誠実にこれを遂行することを約し、甲は乙にその業務に対し、報酬を支払うことを約す。

第2条 この契約における清掃の範囲及び作業の内容については、別紙仕様書による。

第3条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この契約に係る予算の減額または削除があった場合、甲は契約の一部または全部を解約できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責務を負わない。

第4条 甲は、第1条の委託業務に対する委託料として総額●●●●●●●円(年額●●●●●●円、月額●●●●●●円)を乙に支払うものとする。

うち取引に係る消費税額●●●●●●円

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号の規定に該当する場合は、免除する。

第5条 乙の清掃報酬請求は、所定の請求書によって月1回行うものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第6条 乙が庁舎内外の清掃業務を実施するにあたっては、甲の業務に支障を与えないよう常に善良なる管理者の注意を払って、懇切かつ丁寧に実施することを要し、また甲の監督、要望に従うものとする。

2 乙は、作業日報を提出し、相互の連絡を密にし、甲が常に清掃状況を把握できるようにする。

第7条 清掃に必要な消耗品は乙の負担とする。

第8条 甲は乙が庁舎内外の清掃業務を行うために必要な用水、電力を無償で供給し、かつ作業員控室及び消耗品置場を無料で使用させる。

第9条 乙は、1人を常勤させるものとし、身元、風紀衛生及び作業規律の維持に関する一切の責任を負い、甲が適当でないと認めた作業員は清掃作業に従事させない。

第10条 乙は、乙の作業員が清掃作業中、甲又は甲の職員が所有する器物を損失あるいは破損した場合は甲又は甲の職員に対し、その損害を賠償する。ただし、甲がやむを

得ないと認めた場合はこの限りではない。

第11条 勤務時間は8時30分から17時までの間で7時間とする。勤務は、月、火、水、金、土の週5日(ただし土曜日については8時30分から12時まで)とする。また年末は12月29日から、年始は1月3日までと慰靈の日、及び祝祭日を休日とする。

第12条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

第13条 消費税額及び地方消費税額において税率に変動がある場合は、甲乙協議の上、これを改定するものとする。

第14条 本契約の期間中においても甲は事業上の都合により隨時この契約を解除することができる。ただし、この場合は1ヶ月前までに書面を以てその旨を通知しなければならない。なお、月の途中で解約した場合の清掃報酬は清掃完了分についてのみ清算するものとする。

第15条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつすべての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならぬ。

第16条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第17条 人件費等が契約年度当初の想定を上回った場合において、委託料の変更をする必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

第18条 本契約の定める事項について、甲乙協議の上、これを変更することができるものとし、本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 南城市大里字大里2015番地
沖縄県中央食肉衛生検査所
所長 大城 哲也

乙